

## 解約通知書

この度、下記物件を賃貸借契約に基づき、下記期日をもって解約することを通知します。  
 万一明渡しが不履行又は遅延することがあれば理由の如何を問わず、私の不履行又は遅延によって発生した損害は賠償致します。

解約通知日	年	月	日	解約日	年	月	日
契約者名				Ⓜ 入居者名	※契約者と入居者が異なる場合のみご記入下さい。		
連絡先	(自宅)			(携帯)			
	(メールアドレス)						

物件名称			部屋番号	
物件所在地				
駐車場名			区画No.	
駐車場所在地				
転居先住所	(〒 - )	※ご転居後必ず連絡の取れる場所をご記入下さい。		
新連絡先	(自宅)		(その他)	
法人契約の場合の連絡先			担当者	

敷金返還先	金融機関	銀行 信金		支店
	口座番号	普通 当座 No.	口座名義 ※カナで記入	

★部屋の明渡し時の立会い希望日時を下記にご記入下さい。

●立会希望日：	年	月	日 ( )	●時間	:
---------	---	---	-------	-----	---

★お引越予定日をご記入下さい。また、引越業者の見積希望の方は下記にチェック下さい。

●引越予定日：	年	月	日 ( )	●希望する	<input type="checkbox"/>	●現在の間取り：	( )	L・D・K・R
---------	---	---	-------	-------	--------------------------	----------	-----	---------

### 【解約通知書を出される前に必ずお読みください】

- ①解約日等
  - ・解約日は、賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、所定の解約予告期間を経過した日以降で設定して下さい。当社が解約通知書を受取った日より所定の期間、賃料がかかります。
  - ・解約通知書は当社までFAXにてお知らせ下さい。電話による受付は一切お受けできません。
  - ・解約通知書が当社に到着してから解約の受付となります。FAX送受信エラー等により正常に到着しない恐れもございますので、お手数ですが、お電話にてFAX到着確認をお願い致します。
- ②変更等
  - ・解約通知書提出後、直ぐに次回入居者選定に入りますので、**解約の意思表示の撤回、取消、延期はできません。**
- ③賃料等
  - ・解約日以前に退去する場合でも、予告期間終了迄の賃料がかかります。
- ④明渡し
  - ・明渡し期日の遅延により貸主に損害が発生した場合、損害賠償及び違約金が発生しますので、ご注意下さい。
- ⑤公共料金
  - ・電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に事前連絡の上、解約日までには供給を止めて下さい。
- ⑥損害保険
  - ・各保険にご加入されたお客様は、下記窓口へご連絡の上、解約手続きをして下さい。  
 《AIGリアルターサポートセンター》 TEL : 0120-565-773  
 《日本共済お客様相談室》 TEL : 0120-936-269
- ⑦敷金返還
  - ・敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、当該債務金額を控除した残額を解約日以降約1ヶ月程で、貸主より指定口座に返還されますが、公共料金等の精算が完了されていない場合、返還が遅れる場合がありますのでご注意下さい。
  - ・1ヶ月以上経過して確認がとれない場合には、貸主へご連絡下さい。
- ⑧退去立会
  - ・明渡し時の立会い希望日時を、上記の立会い希望日欄にご記入下さい。
  - ・お約束日時に遅れた場合、立会いが出来ない場合がありますのでご注意下さい。又、貸主側の都合によりご希望日時を変更して頂く場合もあります。
  - ・退去立会をされない場合には、貸主の判断で敷金精算金額を決定します。又、貸主側の希望により立会いをお願いする場合があります。

当社使用欄	受付者	貸主連絡	管理部	管理部処理
		/		/